

京都府中学校吹奏楽連盟規約

第1章 総則

- 第1条 本連盟は、京都府中学校吹奏楽連盟と称する。
- 第2条 本連盟は、全日本吹奏楽連盟、関西吹奏楽連盟及び京都府吹奏楽連盟に属する。
- 第3条 本連盟は、吹奏楽を通じて情操の涵養に資し、併せて相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とする。

第2章 組織

- 第4条 本連盟は、京都府下における中学校吹奏楽団をもって組織する。
- 第5条 京都市及び京都府下の教育局ごとに支部を置く。
支部については乙訓教育局を乙訓地区、山城教育局を山城地区、南丹、中丹、丹後の各教育局を北部地区として扱う。

第3章 事業

- 第6条 本連盟は、第1章、第3条の目的を達成するために、下記の事業を行う。
- 1, 演奏会
 - 2, パレード及びマーチング
 - 3, 研究会（講習、講演）
 - 4, コンクール
 - 5, その他適当と認めた事業

第4章 役員

- 第7条 本連盟に下記の役員を置き、連盟の運営と事務の処理をする。
理事長1名、副理事長3名、事務局長1名、事務局3名、会計2名、常任理事6名（京都市8名、他支部8名の計16名で構成する。）また、会計監査を若干名設ける。
- 第8条 役員任期は2年とし、再選は妨げない。
- 第9条 各役員役割は次の通りとする。
- 1, 理事長は本連盟を代表し、事業を統括する。
 - 2, 副理事長は理事長を助け、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。
 - 3, 事務局長は事務処理を統括し、事務局は事務処理を行う。
 - 4, 会計は本連盟にかかわる会計事務の統括を行う。
 - 5, 常任理事は事業計画、会務執行の任に当たる。

第5章 顧問及び参与

- 第10条 本連盟は、顧問及び参与を置くことが出来る。
- 第11条 顧問及び参与は、本連盟をよく理解し、賛助される各界及び学識経験者の中より総会で推薦された人を理事長が委嘱する。

第6章 会議

- 第12条 会議は常任理事会、総会の2種類とする。常任理事会は必要に応じ理事長が召集する。

第13条 総会は必要に応じ理事長が召集する。

第7章 会 計

第14条 本連盟の経費は、加盟費、補助金、その他の収入をもってこれに支弁する。

第15条 本連盟の加盟費は、年額5,000円を納入することを要求する。

第16条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 付 則

第17条 各団体は、本連盟所定の加盟届に必要な事項を記入し提出することを要する。なお、記載事項に変更が生じた場合は速やかにその旨を届け出るものとする。

第18条 本連盟関係の各種事業に参加できるのは、指定の期日までに加盟届と加盟費が納入されている団体のみとする。ただし、全日本吹奏楽連盟にかかわる事業（京都府吹奏楽コンクール、京都府マーチングコンテスト、京都府アンサンブルコンテスト、その他全日本あるいは関西の予選を兼ねる事業）については、5月末日までに連盟会計に加盟費が納入されていることを条件とする。

第19条 本規約に記載のない事項については、常任理事会において審議し、決定する。

第20条 本規約の細則及び改正は、総会の決議をもって行う。

1970年	5月23日	制定	2002年	4月19日	改訂
1976年	4月27日	改訂	2005年	4月23日	改訂
1986年	5月1日	改訂	2005年	6月17日	改訂
1992年	5月2日	改訂			